

廃棄物処理施設整備計画

(平成25年5月31日 閣議決定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、平成25年度～29年度の5力年の新たな「**廃棄物処理施設整備計画**」を定める。

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

なお、東日本大震災で発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理特措法に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を踏まえ処理を進めていることから、本計画に位置付けていない。

基本的理念

3Rの推進

強靱な一般廃棄物処理
システムの確保

地域の自主性及び
創意工夫を活かした
一般廃棄物処理施設の
整備

重点目標

排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施

- ・ごみのリサイクル率：22% 26%
- ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持

焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保

- ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% 21%

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全

- ・浄化槽処理人口普及率：9% 12%

(また、資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。)

廃棄物処理システムの方向性

市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

地域住民等の理解と協力の確保

広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
- ・ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ・ 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。

地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
- ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- ・ 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。

災害対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化